

昭和四十四年通商産業省令第二十五号

外国為替及び外国貿易法第六十八條第二項に規定する証券の様式を定める省令
外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八條第二項の規定を實施するため、外国為替及び外国貿易管理法第六十八條第二項に規定する証券の様式を定める省令を次のように制定する。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八條第二項に規定する立入検査又は質問を行う職員を身分を示す証券の様式を次のように定める。

(表)

立入検査員証

第 号

官 職

氏 名

(年 月 日生)

上記の者は外国為替及び外国貿易法第68條の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

年 月 日発行

経済産業大臣 印

写

真

印

(裏)

外国為替及び外国貿易法抄
(立入検査)
第68條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証券を携帯し、関係人に提示しなくてはならない。
3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第9條 罰則
第71條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
略
十二 第六十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
十三 第六十八條第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

附 則

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月一八日通商産業省令第三十七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年七月三十一日通商産業省令第五一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月四日通商産業省令第五号)
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月三十一日通商産業省令第二六四号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六号) 抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日経済産業省令第二十八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日経済産業省令第二十八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日経済産業省令第二十八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日経済産業省令第二十八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日経済産業省令第二十八号)
この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八條第二項に規定する証券の様式を定める省令による証券については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八條第二項に規定する証券の様式を定める省令による証券を取り継ぎ使用することができる。